



消費生活相談員の
佐藤です！

東濃西部

消費生活相談のあれこれ



NO.4

発行：東濃西部広域行政事務組合

敷金が返ってこない!!

進学・就職と引っ越しのシーズンです。賃貸アパートの退去時にトラブルになるのは「原状回復をするために敷金の返還が少額!!」というもの。たばこの焦げ跡や落書きといった故意過失による汚れは借り主に現状回復義務があります。しかし、通常使用していた場合、壁紙、畳の張り替えなどは行う必要はありません。故意過失による汚れ以外にも請求されるトラブルが多々あります。原状回復については、国土交通省が定める『原状回復に関するガイドライン』がありますので、参考にすると良いでしょう。また、入居時には始めから汚れがないか大家と確認するのもトラブル予防です。

ほんとーに
こんな相談ありました



「簡単!!高額収入!!」という言葉に惹かれ
アルバイトをすることにした。そのアルバイトは「パ
チンコの打ち子」と呼ばれ、指定されたパチンコ台
で遊戯するものだった。保証金が必要と言われ、言
われるがまま300万円支払った。騙された気がする。

アドバイス

ギャンブルの情報サイトやパチンコの打ち子といった、ギャンブルに関わる商法は詐欺と考えて間違
いません。「お金が欲しい」という欲に付け込んだ悪質な商法です。
絶対に関わらないようにしましょう。

1月の相談件数

新規・継続	1月の相談件数
訪問販売	4
電話勧誘販売	5
通信販売	9
利殖商法	3
架空請求	1
多重債務	7
その他	11

未成年が利用したゲーム利用料が高額で支払えないという相談が相次いでいます。親のクレジットカードの管理責任が問われます。子どもを持つ親への啓発も必要だと考えます。